

支え合いの地域づくり推進委員会について

◎令和6年度開催状況

- ・ 第2回支え合いの地域づくり推進委員会
 - 日時 令和6年12月19日（木）午後2時00分から
 - 場所 長浜市民交流センター
 - 次第・介護予防・日常生活支援総合事業とは
 - ・ 西浅井圏域 お出かけワゴン 検証結果について
 - ・ グループワーク
 - ① 車の運転が出来なくなって困ること
 - ② 移動手段の地域資源を活用してもらうためには

≪委員会でのご意見≫

令和6年度は、移動手段をテーマに
委員会で検討を行いました。



① 車の運転が出来なくなって困ること

- ・ 通院や買い物に困る。
- ・ 買い物は、近所の人や子どもに頼むこともできるが、受診は自分が行く必要がある。
- ・ 高齢者世帯で、車の免許を返納すると、どこへ出かけるのも不便である。そのため、なかなか免許返納ができない。
- ・ 浅井圏域やびわ圏域などは駅までが遠く、電車を使いにくい圏域もある。
- ・ バス等の交通機関があっても、自身が健康でなければ利用することが難しい。

② 移動手段の地域資源を活用してもらうためには

- ・ お出かけワゴン等の車以外の移動手段を知らない人もいるので、まずは知ってもらうことが大切。周知が必要。若い人に知ってもらうならインターネットが効果的なのではないか。
- ・ 地域づくり協議会等と連携して、チラシに運行ルートのQRコード貼り付けて、配布していただくのはどうか。
- ・ バス停に座る場所や屋根を設け、使いやすいバス停を作り、バスを活用してもらう。
- ・ 高齢者だけでなく、子ども達など様々な方に利用してもらう。

～今回の西浅井圏域の取り組み報告をきいて～

- ・ 西浅井圏域のお出かけワゴンで地域の人がよく利用するドラッグストアに行けるように、運行ルートの見直しを検討できるといいのでは。
- ・ お出かけワゴンで、平和堂木之本店まで直行できるとよい。

地域密着型サービス運営委員会について

◎令和6年度開催状況

・第1回

日時 令和6年7月29日（月）午後2時00分から

場所 長浜市役所3階 3-C会議室

次第 令和6年度長浜市地域密着型サービス事業者の選定

選考結果（5月応募分）

1 選考日 令和6年7月29日

2 応募内容

サービス	募集数	応募数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1

3 選考結果

サービス	選定事業者	整備予定地
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社 中居産業	長浜市朝日町

※選考結果については、本市ホームページで公表しています。

4 開設予定日 令和7年8月1日

(参考)

地域密着型サービス運営委員会とは

長浜市地域密着型サービス事業者の選定

「第9期介護保険事業計画」、「第9期介護保険事業計画期間における長浜市地域密着型サービス事業所整備にかかる基本方針」に基づき介護保険サービスの整備を進めるため、随時募集を行っています。

5月に応募された1社について、当委員会で前記のとおり選考し、選定を行いました。

なお、募集数に達していないサービスについては、引き続き随時募集しています。

募集しているサービス及び募集数

サービス区分（介護予防がある場合はそれを含む。）	整備の方針
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所程度（注1） 個別条件 同一圏域内に当該サービスの整備（予定）がないこと。 令和6年8月南長浜圏域1事業者選定 （株式会社 中居産業）
夜間対応型訪問介護	1事業所程度（注1） 個別条件 同一圏域内に当該サービスの整備（予定）がないこと。
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護、もしくは看護小規模多機能型居宅介護を1事業所
看護小規模多機能型居宅介護	個別条件 同一圏域内において、当該サービスの整備（予定）がない、もしくは直近一年間の平均サービス稼働率が90%を超えていること。
療養通所介護	1事業所 個別条件 同一圏域内において、当該サービスの整備（予定）がない、もしくは直近一年間の平均サービス稼働率が90%を超えていること。

注1：1事業所程度とは、市の提示する条件に合致すれば1事業所を超え、2事業所目の指定を可能とすることを意味します。

外国人高齢者への 支援の在り方について

長浜市高齢者保健福祉審議会 資料
令和7年1月29日（水）

市民活躍課の資料を改変し、作成

長浜市の人口

■ 総人口	113,940人
■ 外国人人口	4,108人
■ 外国人比率	3.61%

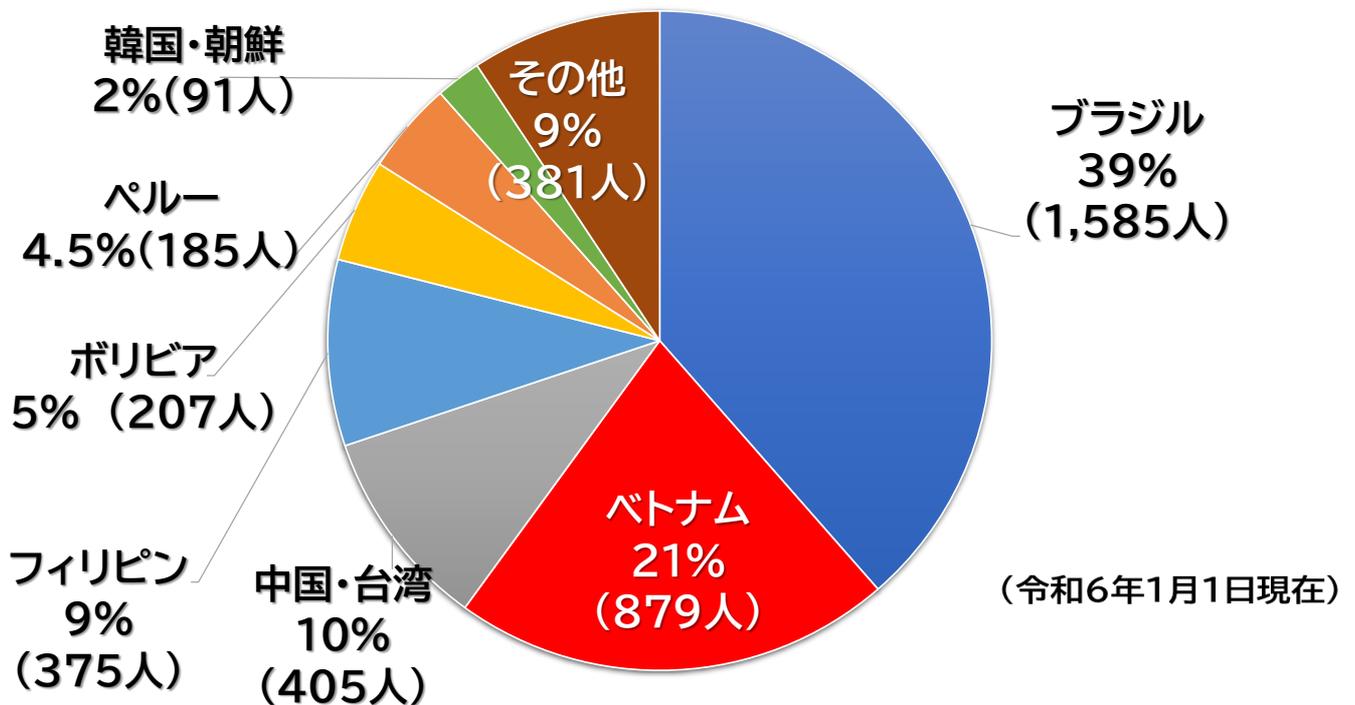
（令和6年1月1日現在）

長浜市の外国人人口推移



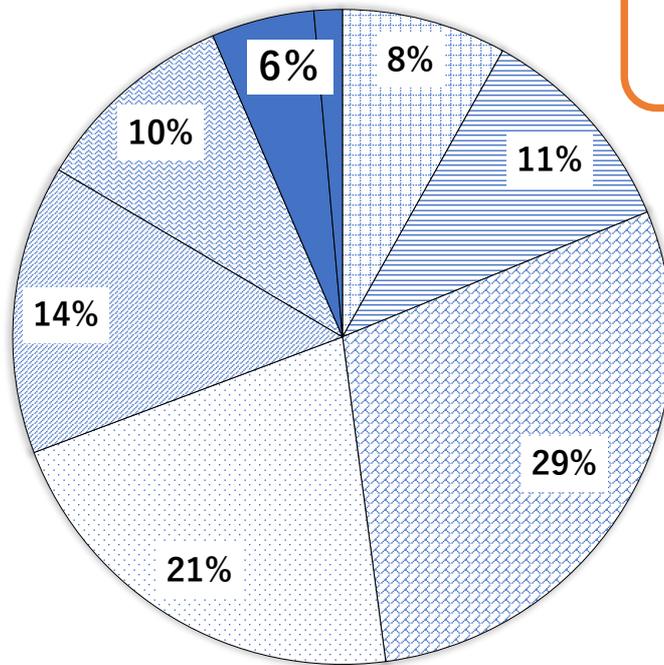
総人口 113,940人 外国人人口4,108人 外国人比率3.61% 令和6年1月1日現在

長浜市の外国人人口



年齢別人口割合

- 0～10歳
- 11～20歳
- 21～30歳
- 31～40歳
- 41～50歳
- 51～60歳
- 61～70歳
- 71歳～



要介護認定者総数に占める外国人割合

長浜市総数
7066人
(※事業対象者除く)

うち外国人
15人
(0.21%)

外国人市民の傾向

背景の多様化(国籍・言語・滞在形態・滞在歴・年齢など)

- ・ 多言語対応の必要性
- ・ 情報伝達手段の多様化
- ・ 外国人住民の定住化、高齢化による年金、介護問題
- ・ コミュニティの把握が難しい

長浜市の取組み

第3期 長浜市多文化共生のまちづくり指針 基本目標

1. 心がつながるコミュニケーション支援
2. 安心して暮らせる生活支援
3. 多様性を活かした多文化共生の地域づくり

長浜市の取組み

1. 心がつながるコミュニケーション支援

■ 情報の多言語化

- Facebook
- 多言語ホームページ
- メール配信
- 外国語版広報紙
- 暮らしのガイドブック
- 「やさしい日本語」の普及



アミーゴ通信長浜

フォロワー1,070人・24人がフォロー中

宣伝する

管理

設定



長浜市(高齢福祉介護分野)の取組み

- ◆地域包括支援センター紹介チラシ、介護認定手続きの流れチラシを多言語化し、市や地域包括支援センター窓口で活用している



↑ 包括 介護 ↓



ポルトガル語
スペイン語
英語
ベトナム語
中国語
を
現時点で作成済
※中国語は包括
チラシのみ。

Balcão de Consultas Gerais da Pessoa Idosa 高齢者のまるごと相談窓口 Chiiki Houkatsu Shien Center (Centro de Inclusão e Assistência Regional) 地域包括支援センター	
Minami Nagahama Chiiki Houkatsu Shien Center 南長浜地域包括支援センター	
【Endereço】 Nagahama-shi Asahi-cho 19-3 no Nagahama Seibu Fukushi Station	【住所】 長浜市朝日町 19 番 3 号 長浜西部福祉ステーション内
【Dias –horário de atendimento】 segunda ~ sexta <exceto no feriado de final e início de ano e feriados nacionais> 8h45 ~ 17h30	【開設曜日・時間】 月～金曜日 <年末年始・祝日を除く> 8 時 45 分～17 時 30 分
【Telefone】 0749-65-8352	【電話】 0749-65-8352
【Responsável pelas regiões】 Nagahama, Rokushou, Nishi Kuroda, Kanda	【担当地区】 長浜・六荘・西黒田・神田

長浜市の取組み

2. 安心して暮らせる生活支援

■ 外国人市民等相談事業

- 窓口における多言語相談員の配置

ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語 各1名

- 遠隔通訳サービスの利用、多言語翻訳機の設置

2023年度対応件数 5,129件

※遠隔通訳サービス含む

※市全体の実績(高齢福祉・介護だけではない)



長浜市の取組み

3. 多様性を活かした多文化共生の地域づくり

■ 自治会等への参加促進事業

- 自治会加入促進パンフレットの配布

ポルトガル語、スペイン語、
英語、中国語、ベトナム語



■ 多文化共生ボランティアバンク

- ボランティア通訳、日本語講師の派遣、イベント運営協力など

長浜市(高齢福祉介護分野)の取組み

多文化交流サロン「ビバ ながはま」

- * 神照地区民生委員児童委員協議会
- * 長浜市民国際交流協会 が協働
- * 市社会福祉協議会 がコーディネート

- ・ 外国人高齢者が集える居場所づくり
- ・ 日本人とのつながりづくり
- ・ なんでも相談できる関係づくり
- ・ 多文化が交流できる内容の検討

令和6年度より企画、運営スタート
3か月に1回をめやすに、
神照まちづくりセンター等で開催



6年度実施企画

- ・ 体操
- ・ 花見
- ・ 縁日
- ・ 音楽

資料

1. アンケート結果

指針改定にあたり、外国人市民、自治会、企業にアンケート調査を実施しました。
その結果は下記のとおりです。

(1) 外国人市民アンケート調査結果

調査対象

無作為抽出による18歳以上の外国人市民300人及び市ホームページ閲覧者うち、外国人市民 計124人

調査期間

令和4年6月～7月

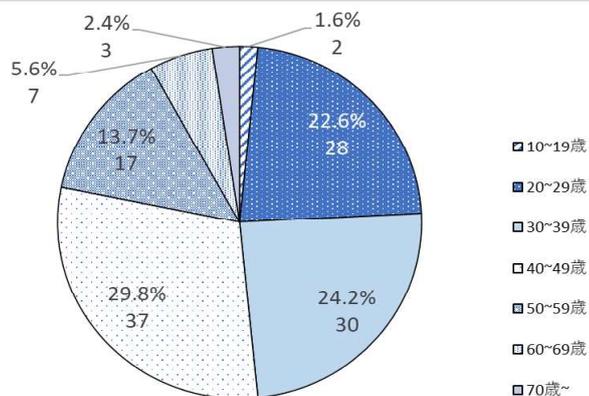
調査方法

アンケート調査（郵送配布、郵送回収、市ホームページによるオンライン回答）
※ 6か国語を準備（やさしい日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語）

回答者の属性

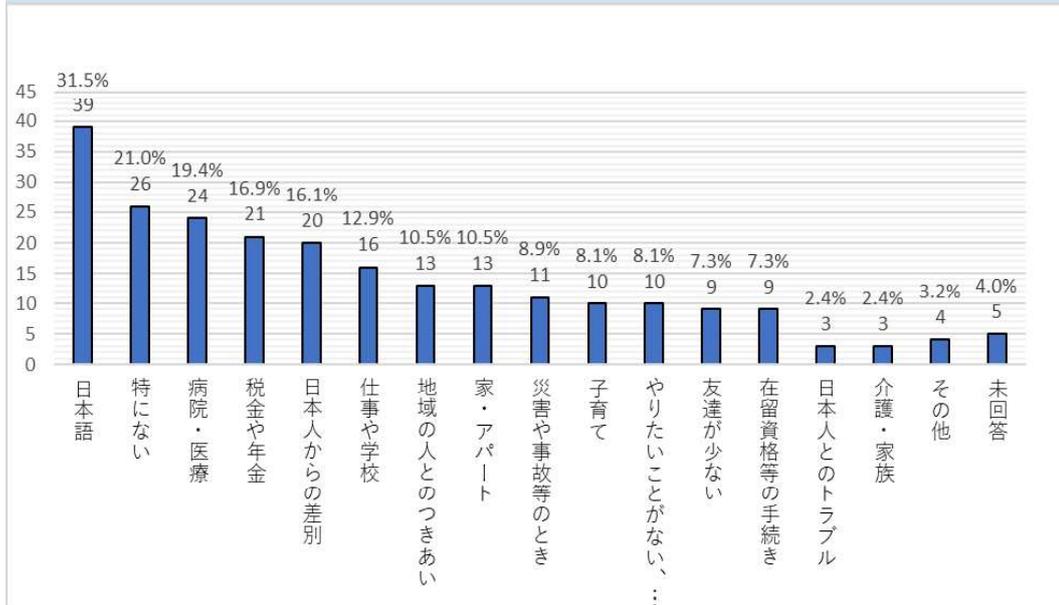
■ 年齢

40歳代が29.8%と最も多く、30歳代が24.2%と続く。



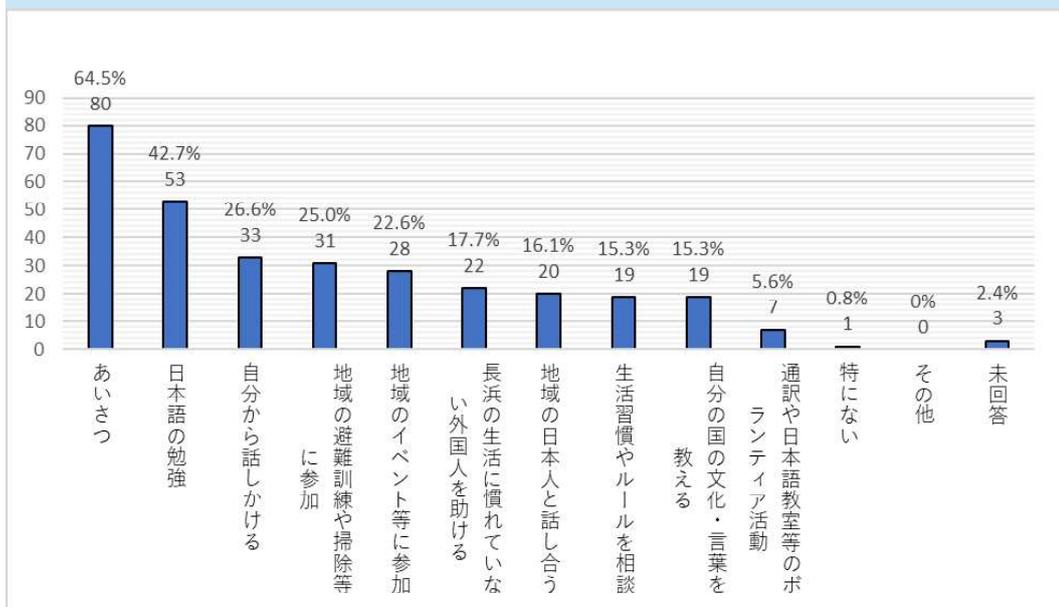
■生活の困り事

日本で暮らす外国人の生活における困り事は、日本語が31.5%と最も高く、特
にないという意見も21.0%と次いで高かった。



■近隣の日本人と生活に際し実践していること

長浜で暮らす外国人が近隣の日本人との生活に際し実践していることは、あいさつ
が64.5%と最も高く、次に日本語の勉強が42.7%と高かった。



(3) 多文化共生自治会調査

調査対象

市内全自治会の自治会長

調査期間

令和2年8月15日(土)～9月15日(火)

回答件数

366/422自治会(86.7%)

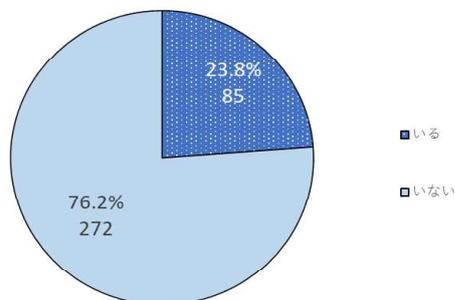
調査方法

書面によるアンケート調査(郵送回収)

■長浜市への要望

回答があった23.8%の自治会に外国人住民が加入している。そのうち6割が長浜地域の自治会となり、地域に偏りがある。

外国人住民の自治会への加入

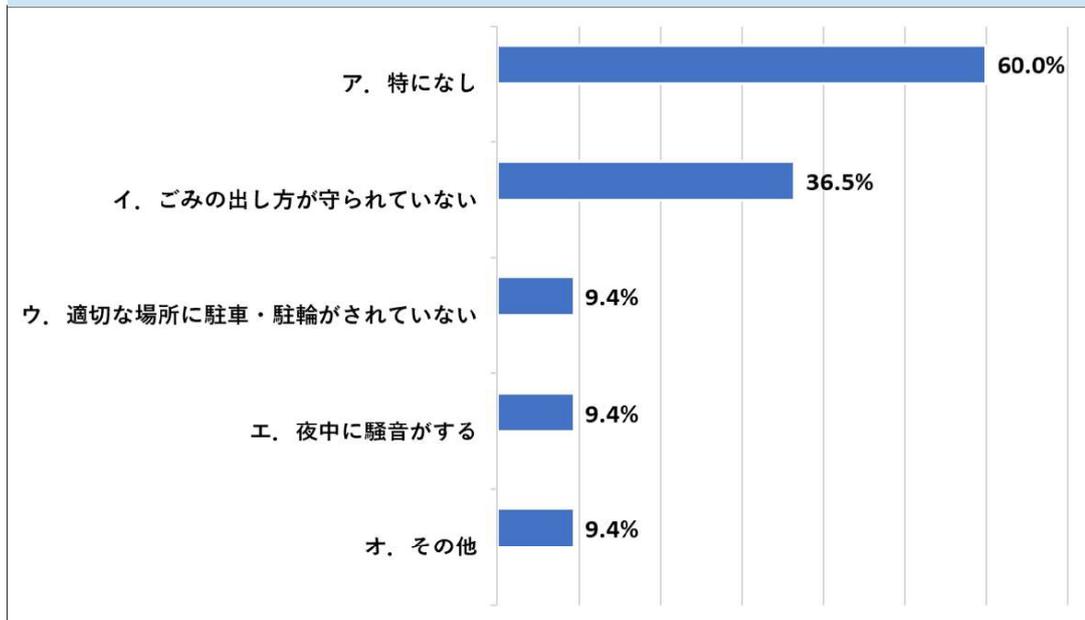


	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	不明	合計
いる	59	6	3	2	5	3	2	1	4	0	85
いない	101	49	19	8	23	21	20	17	12	2	272
合計	160	55	22	10	28	24	22	18	16	2	357

※外国人市民が集住する55の自治会(外国人市民が20人以上、または外国人市民の占める割合が1割以上)の回答の内訳:加入している自治会(34)、加入していない(9)、無回答(12)。加入率は61.8%。

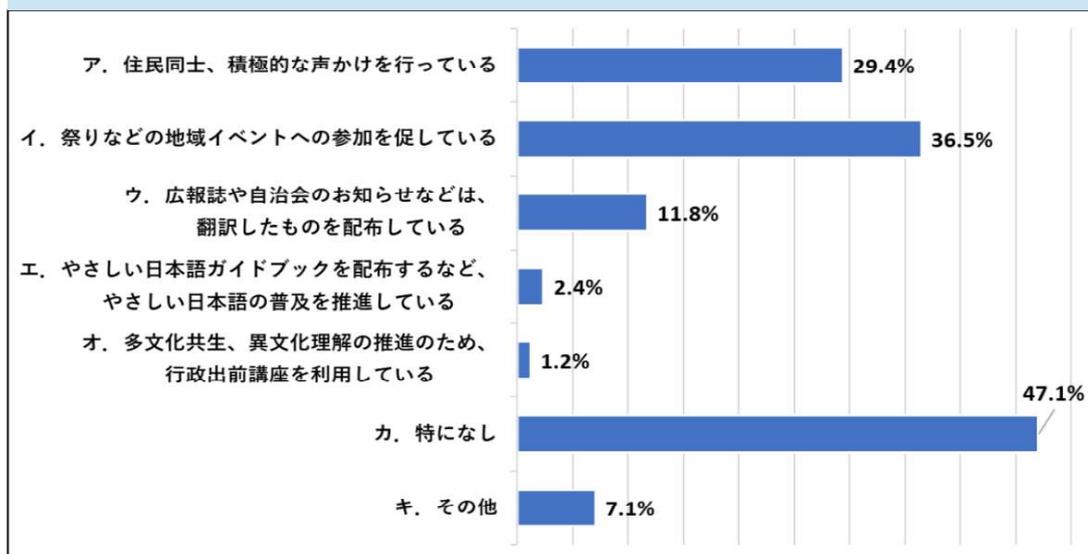
■文化や習慣が異なる外国人住民と暮らしていきなで困っていること

「特になし」が6割と最も多かった一方で、ごみの出し方については36.5%の自治会が困っていると回答があった。その他には、言語の違いによって自治会費や自治会行事についてうまく伝えられないなどの回答があった。



■外国人住民と共に暮らしていくための工夫について

「特になし」が47.1%と最も多かった一方で、外国人住民のいる約4割の自治会が祭りなどの地域イベントに参加を促すなど、地域住民として交流を深める工夫をされている。その他の意見として、組長や役員として貢献しているという自治会もあった。



認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 認知症の人が自分らしく暮らしていると考えている認知症の人及び国民の割合 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

「長浜市認知症とともに生きる 基本条例（案）」

みなさまのご意見を を募集します



募集期間：令和7年1月8日(水)～2月6日(木)

認知症は、今日の高齢社会においては誰もがなり得る身近なものです。厚生労働省研究班の推計によると、2030年には高齢者の14%に当たる7人に1人が認知症になるとされています。また、認知症には65歳未満で発症する若年性認知症もあります。

長浜市議会健康福祉常任委員会では、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すための条例案の検討を進めてまいりました。

このたび、条例案がまとまりましたので、みなさまからのご意見を募集します。

閲覧場所

議会事務局窓口（長浜市役所本庁舎6階）
長寿推進課窓口（長浜市役所本庁舎1階）
地域包括支援センター窓口（南長浜、神照郷里、浅井びわ虎姫、湖北高月、木之本余呉西浅井）
市政情報コーナー（長浜市役所本庁舎1階、北部合同庁舎1階）
市ホームページ（<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015160.html>）



提出方法

- ①ご意見提出フォーム
<https://logoform.jp/form/BJcW/852472>
- ②任意の様式に、意見、住所、氏名を明記し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかで次の提出先まで



提出先

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地
長浜市役所 議会事務局
FAX：62-5800
メール：gikai@city.nagahama.lg.jp



長浜市認知症とともに生きる基本条例（案）

認知症は、今日の高齢社会においては誰もがなり得る身近なものです。また、認知症には65歳未満で発症する若年性認知症もあります。

長浜市では、認知症のある人とその家族等を支える施策を推進し、市民全体で認知症への理解を深め、世代や立場を超えて支え合う地域づくりを進めてきました。

令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性や能力を発揮し、互いに支え合う共生社会の実現に向けた取組が進められています。

認知症のある人やその家族等の尊厳が守られ、認知症の有無にかかわらず、市民一人ひとりが共に支え合う共生社会の実現のためには、まず市民全体が認知症に対する正しい理解を深めることが必要です。

今後も市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりの基本理念を確立し、市の責務や市民、事業者、関係機関の役割を明確にし、もって認知症のある人を含めた市民一人ひとりが支え合う共生社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症の発症を遅らせること、又は認知症を発症しても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (5) 関係機関 認知症のある人の支援に関わる医療、介護福祉、保健、教育、生活関連等の機関をいう。

（基本理念）

第3条 認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりの実現は、次に

掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行うものとする。

- (1) 全ての認知症のある人が、基本的人権を享有する個人として、その意思を尊重され、自分らしく尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる環境作りをすること。
- (2) 市民が、認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めることができるようにすること。
- (3) 認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、支え合う共生社会の実現を目指すこと。
- (4) 認知症のある人に対する支援のみならず、認知症のある人の家族、介護をする人その他認知症のある人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症のある人及び家族等が慣れ親しんだ地域において暮らし続けることができるまちの実現を目指すこと。
- (5) 市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務や役割を理解し、相互に協力して連携すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりを実現するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策について、定期的実施状況と効果を検証し、必要に応じて見直すものとする。
- 3 市は、第1項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、従業員が認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を実施し、認知症のある人に対する適切なサポートを行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症のある人とその家族が働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に当たっては、あらかじめ協議の上、本人の意思及び事業者の事情に鑑みて適切な配慮がなされるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は、認知症に関する専門知識を有する人材の育成及び確保に努めるとともに、その専門性を生かし、市民一人ひとりが認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めるための取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、認知症に関する研究等に係る成果の情報共有その他の関係機関相互の連携に努めるとともに、市、市民及び事業者が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

3 関係機関は、認知症のある人に対し、その状態に応じた適時かつ適切な医療、介護等が提供されるよう努めるとともに、認知症のある人及びその家族等に対し、適切な情報が提供されるよう努めるものとする。

(認知症の予防等)

第8条 市は、市民が科学的知見に基づく適切な認知症の予防に取り組むことができるよう、認知症の予防に係る知識の普及及び啓発、情報の収集、適切な助言、指導等並びに地域における活動への支援を行うものとする。

(認知症のある人とその家族への支援施策)

第9条 市は、認知症のある人及びその家族が孤立することのないよう、公共施設や地域交流の場の整備を促進し、及び関係機関の紹介その他の必要な情報の提供を行うものとする。

2 市は、関係機関との情報共有を強化し、緊密な連携の下に、認知症のある人の症状の進行に合わせた的確な支援を行う体制の整備を図るものとする。

3 市は、市民や事業者、関係機関等との協力体制を強化することにより、行方不明になった認知症のある人を速やかに発見し、及び保護する体制の整備を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市高齢者保健福祉審議会委員名簿（任期：令和7年7月31日まで）〈敬称略〉

No.	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	敦賀市立看護大学	畑 野 相 子	副会長
2		滋賀県立長浜北星高等学校	松 井 秀 徳	
3	保健医療 関係者	(社)湖北医師会	松 井 善 典	会長 密着委 支合委
4		(社)湖北歯科医師会	澤 秀 樹	
5		(社)湖北薬剤師会	久留島 文治	
6		長浜市健康推進員協議会	富士野 純子	
7	福祉関係者	長浜市民生委員児童委員協議会	藤 森 忠 夫	密着委 支合委
8		(公社)滋賀県社会福祉士会	中 村 真 理	
9		(福)長浜市社会福祉協議会	大 橋 知 子	密着委員長
10		長浜市ボランティア連絡協議会	田 部 富 子	支合委
11		湖北地域介護サービス事業者協議会	山 岡 健 一	密着委
12			有 村 剛	
13		長浜市高齢者介護相談員	森 川 つる代	
14		湖北認知症の人を支える家族の会いぶきの会	伊 吹 清 栄	密着委 支合委
15	滋賀県介護・福祉人材センター ひこねセンター	藤 田 健 介		
16	被保険者 代表	長浜市老人クラブ連合会（第1号被保険者）	吉 村 三 津 子	密着委 支合委
17		公募委員（第1号被保険者）	三 宅 清 子	
18	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	梶 山 隆 司	密着委
19	その他市長が 必要と認めた者	長浜市連合自治会	藤 森 泰 志	支合委
20		(公社)長浜市シルバー人材センター	藤 田 美 恵 子	支合委

1	専門委員	大谷大学	山 下 憲 昭	支合委
2		西黒田きんたろうサポート会	橋 本 文 男	支合委
3		余呉元気かい	三 段 崎 静 子	支合委
4		浅井福祉の会	伊 藤 英 司	支合委
5		西浅井ふくしの会	安 原 秀 男	支合委員長
6		(福)長浜市社会福祉協議会	山 岡 伸 次	支合委
7		長浜市健康福祉部	山 口 百 博	密着委
8		長浜市健康福祉部長寿推進課	大 塚 宏 未	密着委

※「密着委」…「長浜市地域密着型サービス運営委員会」「支合委」…「長浜市支え合いの地域づくり推進委員会」

※ 公募委員（第1号被保険者）であった 山形 哲夫 氏は、死亡により令和7年1月8日付で解嘱

公募委員（第2号被保険者）であった 北川 奈央 氏は、辞職願により令和6年10月21日付で解嘱

外国人高齢者への支援の在り方について

外国人労働者とその家族の定住が進む中、その人々が地域で年齢を重ね、高齢期や終末期を迎えていくことを前提にした環境の整備を行っていく必要があります。

現行の第9期ゴールドプランに掲載されている各種高齢者施策は、国籍を問わず、普遍的なものであるものの、使用言語や家庭環境、生活文化等の背景が異なる外国人高齢者「ならでは」の視点と対応が必要になると考えられます。

次の第10期計画において、何らかの位置づけを検討していることから、ご協議いただくものです。

① 支援や対応にあたっての困りごとの共有

(業務、任務として)

外国人住民さんへの支援（サービス提供等）にあたって、経験や見聞きをされたお困りごと（対応経過）について、お聞かせください。

(一住民として)

外国人住民さんとの交流にあたって、経験や見聞きをされたお困りごと（対応経過）について、お聞かせください。

② 現状をふまえ、外国人高齢者支援において

必要と思われることについて、お聞かせください。

例

- 1) 外国人高齢者本人・支援者からの「相談」を受ける場面において
- 2) 支援が必要な外国人高齢者に対応するサービス
(公的・制度以外のものを含む)のありかたについて
- 3) 外国人高齢者の支援にあたる対応サポートの場面において